

旭消予第141号

平成28年4月1日

各報道機関様

旭川市消防本部

消防長 平野 文彦

(予防指導課担当)

平成28年春の火災予防運動に関する取材について（依頼）

陽春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市消防行政の推進につきまして格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、これから空気が乾燥し、風が強くなるなど、火災が発生しやすくなる時季を迎えることから、4月20日（水）から4月30日（土）までの11日間、春の火災予防運動を**別紙1（実施要領）**及び**別紙2（期間中の行事計画）**のとおり実施いたします。

つきましては、同運動及び期間中の実施行事の取材、報道についてよろしくお願ひ申し上げます。

担当 旭川市消防本部予防指導課

TEL 0166-25-1123

庁内内線 5925

平成 28 年 春の火災予防運動実施要領

1 目 的

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、地域住民の皆様に対する火災予防思想の普及を推進し、火災及び火災による死者の発生の低減化を図るとともに、住宅用火災警報器の普及促進及び維持管理等、放火火災防止対策、特定防火対象物における火災予防対策等について、地域住民及び関係機関に広く周知させることを目的として実施するものです。

2 統一標語

「無防備な 心に火災が かくれんぼ」

3 実施期間

4月20日（水）から4月30日（土）までの11日間

4 実施機関

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 旭川市消防本部 | (3) 上川町消防団 |
| (2) 旭川市消防団 | (4) 鷹栖町消防団 |

5 重点目標及び推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

ア 住宅用火災警報器の未設置世帯に対する設置義務化の周知及び警報器の普及促進並びに維持管理の周知及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
平成23年6月1日から住宅用火災警報器の設置が全世帯を対象として義務化されましたが、依然として未設置世帯が存在することから、積極的な普及促進及び制度の周知を図ります。

また、新築住宅等については平成18年6月1日から設置が義務化されているため、今後の適正な維持管理及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換について防火広報紙等を活用し、周知を図ります。

イ 高齢者等の安全対策に重点を置いた火災による死者発生防止対策の推進

高齢者等を中心に住宅火災による死傷者の発生を防止するため、住宅用消火器及び緊急通報システム「ホットライン119」の普及を図ります。

(2) 放火火災予防対策の推進

放火されない環境づくりの推進

消防車両による巡回広報等を通じ、放火火災防止のポイントを呼びかけます。

(3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

ア 旭川市都市建築部建築指導課と合同による特定防火対象物等に対する立入検査を実施します。

イ 違反のある防火対象物に対する違反指導を推進します。

ウ 特定防火対象物等に対する立入検査・訓練指導を実施します。

(4) 消火器の適切な維持管理

老朽化した消火器の破裂等による事故の発生を防止するため、市内の各消防用設備業協同組合に協力を依頼し、一斉回収等を通じて適切な処分を推進します。

(5) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

ア 催しを主催する者に対して指導を実施します。

イ ガソリン等の貯蔵・取扱いについて指導を実施します。

ウ 火気器具等を使用する屋台等への指導を実施します。

6 防火相談所の開設

火災予防運動の実施期間中，市内及び町内の消防署・出張所については，地域における防火・防災・救急に関する相談先及び防火講話・救急講習の実施依頼先として位置付け，各町内会，各団体等からの相談等に対応します。

【相談先】

◎南消防署 旭川市7条通10丁目 (電話) 0166-23-4649
東出張所 旭川市3条通20丁目 (電話) 0166-31-3608
豊岡出張所 旭川市豊岡3条3丁目 (電話) 0166-31-4603
神楽出張所 旭川市神楽4条7丁目 (電話) 0166-61-2251
東旭川出張所 旭川市東旭川北1条6丁目 (電話) 0166-36-1171
忠和出張所 旭川市忠和4条8丁目 (電話) 0166-63-1789
東光出張所 旭川市東光27条8丁目 (電話) 0166-33-9973

◎北消防署 旭川市大町3条5丁目 (電話) 0166-51-8138
春光出張所 旭川市末広4条1丁目 (電話) 0166-51-3823
新旭川出張所 旭川市大雪通8丁目 (電話) 0166-26-0559
永山出張所 旭川市永山2条17丁目 (電話) 0166-48-2055

◎上川消防署 上川郡上川町北町202番地 (電話) 01658-2-1040
層雲峡出張所 上川郡上川町字層雲峡39番地 (電話) 01658-5-3107

◎鷹栖消防署 上川郡鷹栖町南1条3丁目 (電話) 0166-87-2042

【火災案内電話】

消防車が火災等へ出動した際，出動した内容・場所をお知らせします。

- ・一般電話 (電話) 0180-99-1122
- ・I P 電話等 (電話) 0166-23-7119

【北海道救急医療情報案内センター】

土日，休日，夜間の当番医を御案内しています。

- ・一般電話 (電話) 0120-20-8699
- ・携帯電話 (電話) 011-221-8699

【お問い合わせ先】

- ・旭川市消防本部 予防指導課 旭川市7条通10丁目
(電話) 0166-25-1123
- ・旭川市消防本部 市民安心課 旭川市7条通10丁目
(電話) 0166-25-8335

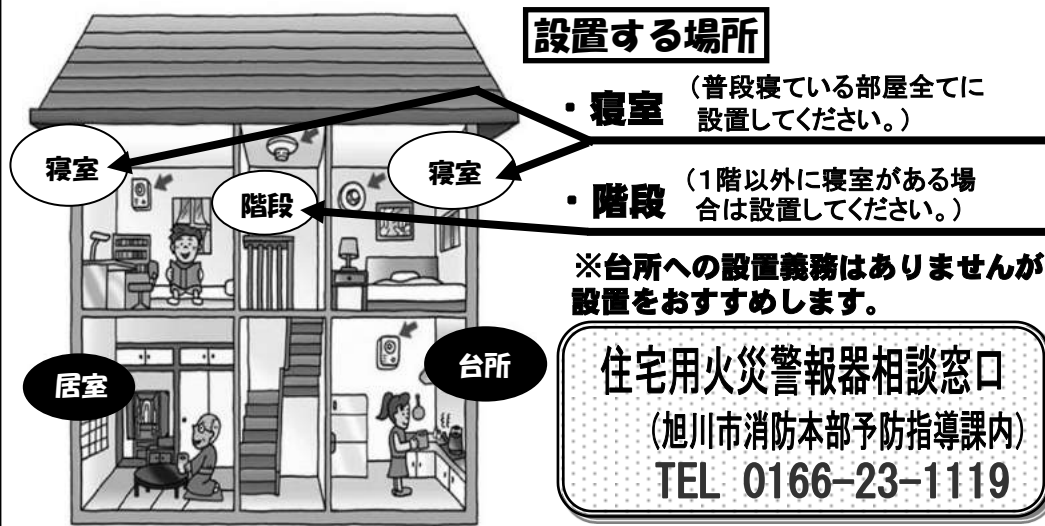
平成28年 春の火災予防運動期間中の行事計画

行事名	期 日	場 所	対 象	内 容
消防訓練（総合訓練）	4月20日(水)	アートホテルズ	アートホテルズ自衛消防隊 旭川市消防本部 旭川市消防団	自衛消防隊による119番通報訓練，初期消火及び避難誘導訓練 自衛消防隊による総合訓練
火災防ぎょ訓練	4月20日(水)	特別養護老人ホーム大雪荘 ホテルクラッセ黒岳	上川消防署，層雲峡出張所 上川町消防団 防火対象物関係者	消防職団員の技術向上や，町民の防火意識の高揚を図るため，火災防ぎょ訓練を実施する。
防火査察	4月20日(水) ～4月30日(土)	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	防火対象物	建築物の防火安全対策の徹底を図るため，防火査察を実施する。
防火相談所の開設	4月20日(水) ～4月30日(土)	市内消防庁舎 上川町内消防庁舎 鷹栖町消防庁舎	地域住民	各消防署を防火相談所として位置付け，防火・防災・救急に関する相談等を受ける。
老朽化消火器の処分	4月20日(水) ～4月30日(土)	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	防火査察の際に，消火器の適切な維持管理を指導するとともに，老朽化した消火器による人身事故の防止を図るため，適正な処分を呼びかける。
多数の者が集合する催しに対する火災予防指導の徹底	4月20日(水) ～4月30日(土)	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	平成26年8月1日に旭川市火災予防条例の一部が改正されたことから，防火広報紙を活用し，多数の者が集合する催しに際し，火気器具を使用する場合の火災予防を周知する。
防火パトロール	4月20日(水) ～4月30日(土)	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	消防車両による巡回広報を実施し，火災予防を呼びかけるとともに，放火火災の抑止を図る。
火災予防に関する講話	4月20日(水) ～4月30日(土)	市内一円	地域住民	防火対象物の関係者等から防火に関する講話依頼があった場合に，随時対応する。
防火ポスター，防火広報紙等による広報	4月20日(水) ～4月30日(土)	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	市内及び上川町内，鷹栖町内における事業所，町内会，防火モデル地区	各事業所，町内会に防火ポスター・防火広報紙を配付し，火災予防を呼びかける。
ほのぼの訪問	4月20日(水) ～4月30日(土)	市内一円	75歳以上の方のみで構成する世帯	消防職員・消防団員・防火訪問協力員が対象者宅を訪問し，防火指導，防火点検及び日常生活における障害や不安の解消を図る（ホットライン119及び住宅用火災警報器の普及を含む。）。

(裏面へつづく)

行事名	期間	場所	対象	内容
防火看板の掲示及び職員の腕章・マークプレート着用による広報	4月20日(水) ～4月30日(土)	市内消防庁舎・市庁舎 上川町内消防庁舎・上川町役場・上川町消防団詰所・上川医療センター 鷹栖町消防庁舎・鷹栖町消防団詰所	地域住民	各消防庁舎前及び各市町関係施設前に防火看板等を掲示するとともに、消防職員は腕章（消防署所の職員は除く。）・マークプレートを着用し、地域住民に火災予防を呼びかける。 また、市職員に対して、マークプレートの着用を依頼する。
市消防団員による防火広報紙の配布及び巡回広報	4月20日(水) ～4月30日(土)	市内一円	地域住民	一般家庭に防火広報紙を配布及び各分団員による消防車での巡回広報を実施し、地域住民に火災予防を呼びかける。
市消防団女性分団による防火チラシの配布	4月23日(土)	買物公園	市民	買物公園において通行人にチラシを配布し、火災予防を呼びかける。
市スーパーエイジ防火クラブ員による街頭広報	4月20日(水) ～4月30日(土)	市内物品販売店舗 (スーパー)	市民	市スーパーエイジ防火クラブ員が、買い物客に対して防火チラシを配布し、火災予防を呼びかける
市女性(婦人)防火クラブ員による防火ポスターの配布及び巡回広報	4月20日(水) ～4月30日(土)	市内一円	地域住民	市婦人防火クラブ員が防火ポスターの配布及び巡回広報を行い、地域住民に火災予防を呼びかける
市防火管理協会及び市危険物安全協会によるマークプレートの着用	4月20日(水) ～4月30日(土)	市内物品販売店舗及び市内ガソリンスタンド	市防火管理協会及び市危険物安全協会に加入する事業所	事業所の職員が「火災予防マークプレート」を着用し、買い物客等に火災予防運動の実施を周知し、火災予防を呼びかける。
ファクシミリ通信を利用した火災予防広報	4月20日(水) ～4月30日(土)	神楽地区 東旭川地区	組合員	あさひかわ農業協同組合神楽地区組合員及び東旭川農業協同組合員に対し、ファクシミリ通信を利用し火災予防を呼びかける。

住宅用火災警報器の設置が義務化されました



住宅用火災警報器の設置後は・・・

<安心して使用していただくために、維持管理をしましょう。>

☆お手入れをしましょう！

警報器にホコリが入ると誤作動を起こしたり、火災を感知しにくくなります。お掃除の方法は機種によって違いますので、取扱説明書をご確認ください。

☆点検をしましょう！

住警器の点検ボタンを押すか、ひもを引いて正常に作動するかを確認しましょう。目安は年に2回程度です。
(春と秋の火災予防運動の時期に実施することをお勧めします。)

☆音が鳴らない・・・？

次のことを確認しましょう。

- ・電池はきちんとセットされていますか？
- ・電池切れではありませんか？

それでも鳴らない場合は、故障が考えられます。取扱説明書を確認してください。

■警報器本体の寿命は？

設置から10年が経過している場合は、内部の電子機器の劣化が進んでいるおそれがあるため、本体の交換をお勧めします。



～旭川市火災予防条例の一部を改正～ 平成26年8月1日施行

1. 多数の人が集合する催しで火気器具等を使用する場合、**消火器の準備が必要になりました。**

消火器は、露店ごとに準備してください

使用期限内のものを使ってください

こんろやフライヤー、発電機等を使うときは、必ず消火器を準備してください



2. 火気器具等を使用する露店等を開設する場合、**消防機関への届出が必要になりました。**

縁日や花火大会のほかにも、学校祭や町内会のお祭りも該当します

催しの主催者や事務局が、各露店を一括して届出をすることもできます



個人でバーベキュー等をする場合は該当しません

詳しくは、最寄りの消防機関にお問い合わせをいただくか、旭川市消防本部予防指導課のホームページをご覧ください

変形・損傷



変形・傷



変形・サビ

ご自宅等に、こんな消火器ありませんか？

古くなった消火器やキズがある消火器は、消防用設備などを専門に扱う業者に問い合わせ、引き取ってもらいましょう。
なお、消防署では引き取りませんので、ご了承ください。

■問い合わせ先■ (午前9時～午後5時 土・日・休日を除く。)

- 旭川消防設備同業組合(トープ消防設備(株)内) TEL0166-61-0671
- 旭川消防設備業組合(ヤマト消防設備商會(有)内) TEL0166-22-3507
- 旭川消防設備業研究会(株技電内) TEL0166-51-5365
- (社)北海道消防設備協会旭川支部(旭川ハツタ商事(株)内) TEL0166-26-4100

※タウンページ等に記載されている「消防用設備用品を扱う業者」も参考にしてください。



悪質業者にご注意！

消防署など公的機関の職員が一般住宅を訪問し、消火器や住宅用火災警報器を販売することはありません。

全国統一防火標語 無防備な 心に火災が かくれんぼ

平成
28年

全道

春の火災

予防運動

4/20~4/30



旭川市消防本部予防指導課

旭川市7条通10丁目 電話(0166)25-1123

